

平成17年度市町決算の概要(普通会計)

1. 決算規模

		歳入	歳出
17 年 度	決算額	3,455億5百万円	3,355億77百万円
	増減額	40億76百万円増	27億28百万円増
	増減率	1.2%増	0.8%増
16 年 度	決算額	3,414億29百万円	3,328億49百万円
	増減額	128億46百万円減	117億70百万円減
	増減率	3.6%減	3.4%減

決算規模は歳入3,455億5百万円(対前年度比1.2%増)、歳出3,355億77百万円(対前年度比0.8%増)で、歳入、歳出とも前年度を6年ぶりに上回った。これは、歳入では国庫支出金、地方債及び地方交付税の増加、歳出では市町村合併に伴い県から市に移管された生活保護費や児童扶養手当などの扶助費、また、積立金の増加によるものが主因となっている。

2. 決算収支

(1) 実質収支及び実質収支比率

実質収支 69億86百万円 (16年度 65億22百万円)

実質収支は、昭和54年度以降27年連続で全団体黒字となった。

(参考) 実質収支とは、歳入歳出差引額(形式収支)から繰越明許費等に充てる翌年度へ繰り越すべき財源を除いた額をいう。

実質収支比率 4.1% (16年度 3.9%、15年度 4.3%)

- * 実質収支比率は経験的に標準財政規模の3～5%程度が望ましい。
- * 実質収支比率は、単純平均である。

(参考) 実質収支比率とは、標準財政規模に対する実質収支の割合をいう。

(2) 単年度収支

17年度決算額		25億96百万円
<内訳>	差引増団体	17 32億85百万円
	差引減団体	6 6億89百万円

(参考) 単年度収支とは、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差引いたもので、平成17年度に新設合併を行った団体は、前年度決算が存在しないこととして算出することとなっている。

3. 歳 入

(単位:百万円、%)

	17 年 度				16年度	摘 要
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	
地方税	88,758	25.7	1,540	1.8	87,218	固定資産税、市町村民税の増
地方交付税	92,267	26.7	2,477	2.8	89,790	普通交付税の増
国庫支出金	31,804	9.2	2,135	7.2	29,669	普通建設事業費支出金、生活保護負担金の増
県支出金	21,944	6.4	1,828	7.7	23,772	普通建設事業費支出金の減
繰入金	18,037	5.2	6,943	27.8	24,980	財政調整基金からの繰入金の減
地方債	35,197	10.2	2,812	8.7	32,385	合併特例債の増
うち臨時財政対策債	12,033	3.5	3,561	22.8	15,594	臨時財政対策債の減
その他	57,498	16.6	3,883	7.2	53,615	諸収入の増
歳入合計	345,505	100.0	4,076	1.2	341,429	
うち一般財源	202,409	58.6	4,974	2.5	197,435	

(注1) 一般財源は、「地方税」、「地方交付税」及び「その他」のうちの地方譲与税、地方特例交付金、利子割交付金等各種交付金の合計である。

(注2) その他とは、地方消費税交付金、地方譲与税、地方特例交付金、諸収入等である。

4. 歳 出

目的別内訳

(単位:百万円、%)

	17 年 度				16年度	摘 要
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	
総務費	58,364	17.4	2,906	5.2	55,458	積立金の増
民生費	83,750	25.0	3,749	4.7	80,001	児童福祉費、生活保護費の増
衛生費	30,170	9.0	619	2.1	29,551	汚泥再生処理施設建設事業(唐津市)の工事本格化による増補助費等の減
農林水産業費	24,311	7.2	2,645	9.8	26,956	普通建設事業の減
土木費	36,417	10.9	291	0.8	36,708	道路整備事業(単独事業)の減
教育費	36,016	10.7	1,016	2.9	35,000	義務教育施設改築の増
災害復旧費	547	0.2	697	56.0	1,244	災害復旧事業の減
公債費	39,943	11.9	685	1.7	40,628	
その他	26,059	7.8	1,244	4.6	27,303	議会費の減
歳出合計	335,577	100.0	2,728	0.8	332,849	

(注) その他とは、議会費、消防費、労働費、諸支出金等である。

4. 歳 出(続き)

性質別内訳

(単位:百万円、%)

	17年度				16年度 決算額	摘 要
	決算額	構成比	増減額	増減率		
義務的経費	152,216	45.4	60	0.0	152,156	
人件費	68,653	20.5	2,284	3.2	70,937	議員報酬手当、市町村長等特別職の給与、職員給の減
扶助費	43,621	13.0	3,030	7.5	40,591	民生費(児童福祉費、生活保護費)の増
公債費	39,942	11.9	686	1.7	40,628	
投資的経費	52,883	15.8	1,808	3.3	54,691	
普通建設事業費	52,336	15.6	1,111	2.1	53,447	
補助事業費	20,447	6.1	4,125	25.3	16,322	義務教育施設整備事業の増
単独事業費	29,064	8.7	5,179	15.1	34,243	道路整備事業の減
その他	2,825	0.8	57	2.0	2,882	
災害復旧事業費	547	0.2	697	56.0	1,244	大規模災害の減
その他の経費	130,478	38.9	4,476	3.6	126,002	
うち物件費	34,259	10.2	1,777	4.9	36,036	
うち補助費等	35,472	10.6	2,377	6.3	37,849	一部事務組合の解散に伴う減
うち積立金	18,229	5.4	6,704	58.2	11,525	唐津市の大型積立による
うち繰出金	34,737	10.4	1,814	5.5	32,923	公営事業会計全般に係る繰出金の増
歳出合計	335,577	100.0	2,728	0.8	332,849	

注1) 普通建設事業のうちその他とは、国直轄事業負担金、県営事業負担金である。

注2) 普通建設事業のうち補助事業費分は、「補助事業費」及び「受託事業費(補助事業費)」であり、うち単独事業費分は、「単独事業費」、「同級他団体施行事業負担金」及び「受託事業費(単独事業費)」の合計額。

5. 財政構造

(1) 経常収支比率

経常収支比率の推移 (単位: %)

年 度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
経常収支比率	75.9	78.3	79.5	79.5	80.6	83.2	87.1	88.0	91.8	90.4

平成17年度の経常収支比率は90.4%となり、前年度(91.8%)よりも1.4ポイントの減となったものの、依然として高水準となっている。

また、100%以上の団体はないものの、90%を超える団体が16団体となった。

- * 平成13年度から「減税補てん債」「臨時財政対策債」が算入されることとなった。
- * 表内の値は、県内23市町の経常収支比率を単純平均したもの。

(参考) 経常収支比率とは、歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、経常的経費に充当された一般財源等の経常一般財源総額に対する割合であり、地方税、普通交付税を中心とする経常一般財源が、人件費、扶助費、公債費のように縮減することが困難な経費にどの程度消費されたかによって、財政構造の弾力性を判断するものである。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$

(2) 公債費比率

公債費比率の推移 (単位: %)

年 度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
公債費比率	10.7	11.5	11.4	11.8	11.8	12.1	12.7	13.2	14.0	13.6

平成17年度の公債費比率は13.6%で、前年度(14.0%)より0.4ポイント改善している。公債費比率の要注意ラインである15%を超える団体は、10団体であった。

- * 表内の値は、県内23市町村の公債費比率を単純平均したもの。

(参考) 公債費比率とは、公債費に充てられた一般財源から地方交付税の単位費用で元利償還金が措置されている部分を除いたものを標準財政規模で除して得た率であり、通常財政構造の健全性を判断するものである。

$$\text{公債費比率} = \frac{A - (B + C)}{D + E - C} \times 100 (\%)$$

A = 元利償還金(繰上償還除く)

B = 元利償還金に充てられた特定財源の額

C = 普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費

D = 標準財政規模

E = 臨時財政対策債発行可能額

(3)起債制限比率

起債制限比率の推移

年 度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
起債制限比率	7.9	7.9	8.1	8.1	8.0	8.1	8.3	8.8	9.3	9.4

平成17年度の起債制限比率は9.4%で、前年度(9.3%)よりも0.1ポイント悪化している。

- * 平成13年度からは普通交付税の一部振替分である「臨時財政対債発行可能額」、「PFI事業における債務負担行為に充てられた一般財源等」が算入されることとなった。
- * 表内の値は、県内23市町の起債制限比率を単純平均したものの。

(参考) 起債制限比率とは、公債費に充てられた一般財源から地方交付税の単位費用及び事業費補正で元利償還金が措置されている部分を除いたものを標準財政規模で除して得た率であり、実質的な負担割合を判断するものである。この比率が20%以上となると地方債の一部の発行が制限される。

$$\frac{A + F + G - (B + C + H)}{D + E - (C + H)}$$

- F = PFI事業における債務負担行為に充てられた一般財源等
- G = 五省協定・負担金等における債務負担行為に充てられた一般財源等
- H = 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
- A ~ E は公債費比率に準ずる

(4)実質公債費比率

実質公債費比率

年 度	18
実質公債費比率	13.0

実質公債費比率の県平均値は13.0%で、許可団体に移行する基準である18%以上の団体は4団体(伊万里市、唐津市、上峰町、神崎市)となっている。

(参考) 実質公債費比率とは、平成18年度からの地方債協議制移行に伴い新たに導入された指標。標準的一般財源の規模に対する公債費相当額の割合を示すもので、従来の起債制限比率をより厳格化し、新たに準公債費として公営企業の元利償還金への繰出金等を算入したもの。この比率が18%以上となると「許可団体」となる。さらに、25%以上となると単独事業の一部に係る地方債の発行が制限される。

- * 表内の値は、県内23市町の実質公債費比率を単純平均したものの。
- * 準公債費とは、満期一括償還方式地方債発行額の年度割相当額、公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金、一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金・補助金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(PFI事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など)等である。

$$\frac{(A + B) - (C + D)}{E - D} \times 100 (\%)$$

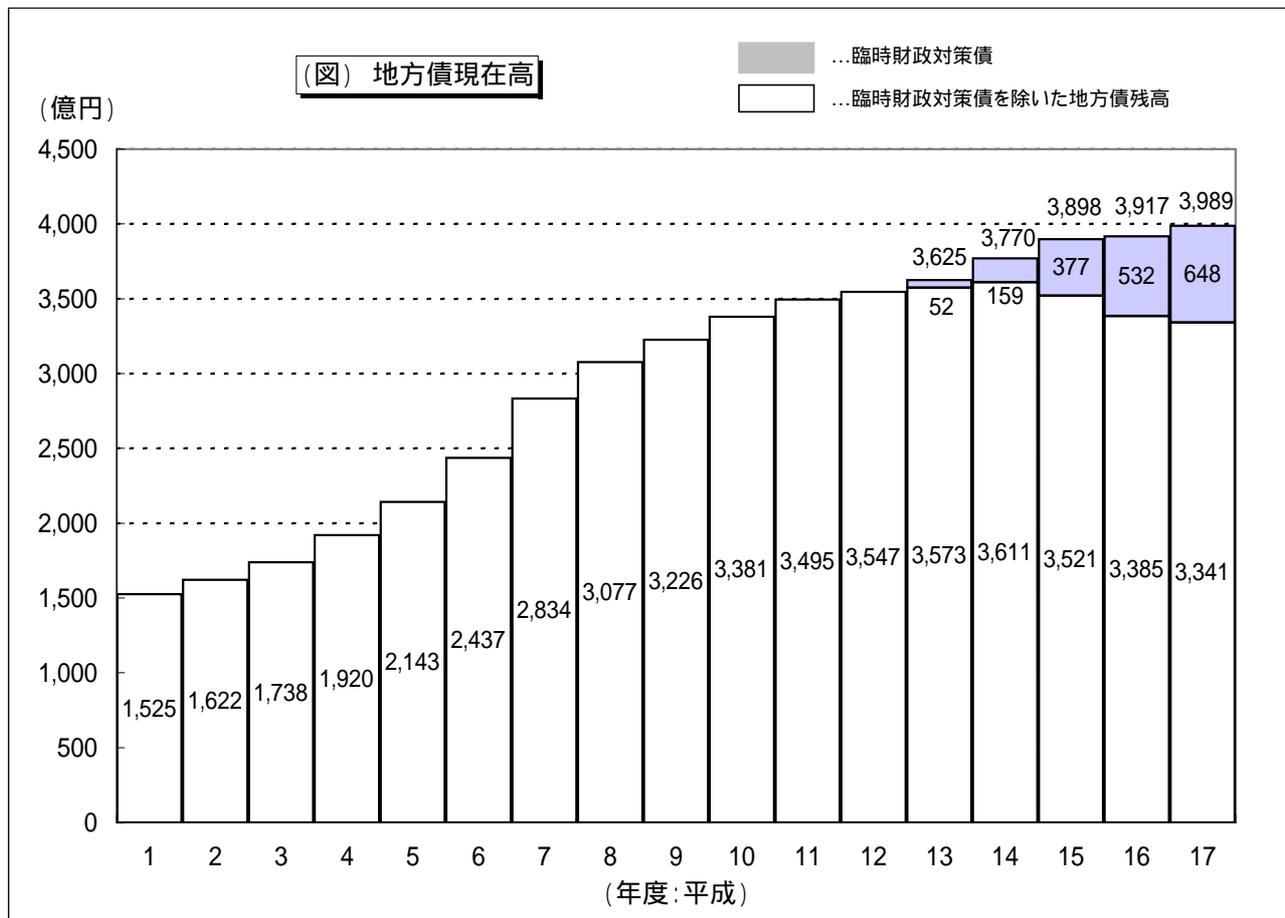
上記算式によって得た比率の過去3年間の平均をいう。

- A...元利償還金(繰上償還除く)
- B...地方債の元利償還金に準ずるもの
- C...元利償還金に充てられる特定財源
- D...普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金
- E...標準財政規模
(地方特例交付金、所得譲与税及び臨時財政対策債発行可能額を含む)

6. 地方債現在高

平成17年度末地方債現在高は、3,988億71百万円(対前年度比1.8%増)となり、過去最高を更新した(前年度末は、0.5%増)。

ただし、臨時財政対策債を除いた地方債現在高は、3,340億69百万円であり、前年度から比べると1.3%減少している。



平成17年度市町村決算の状況

(単位:千円、%)

	歳入総額	歳出総額	実質収支	単年度収支	地方債現在高 (平成17年度末現在)	財政力指数	経常収支比率	公債費比率	起債制限比率	実質公債費比率
佐賀市	68,592,283	66,836,040	947,181	947,181	89,792,359	0.659	91.4	14.6	9.2	11.1
唐津市	66,281,326	64,583,142	1,664,974	706,167	76,996,535	0.410	92.7	16.8	12.4	18.9
鳥栖市	23,011,176	21,868,700	484,145	-65,155	25,692,327	0.824	83.4	17.9	12.9	15.8
多久市	10,585,712	9,965,384	321,965	-20,416	11,452,802	0.393	96.7	13.5	10.2	12.6
伊万里市	20,151,740	19,873,938	274,289	136,362	20,712,866	0.513	89.6	13.9	10.2	19.2
武雄市	21,004,098	20,669,268	247,576	247,576	25,968,689	0.442	93.5	16.4	10.1	15.5
鹿島市	11,798,033	11,594,939	203,092	29,871	11,984,307	0.434	93.4	17.3	12.1	16.7
小城市	16,077,711	15,374,824	431,209	-396,575	17,324,885	0.433	90.9	12.5	6.8	7.3
嬉野市	11,143,162	10,868,277	240,340	240,340	11,972,390	0.443	91.7	15.0	10.8	15.4
神埼市	13,450,480	13,237,554	212,926	212,926	17,598,161	0.416	98.7	16.3	10.5	18.2
市計	262,095,721	254,872,066	5,027,697	2,038,277	309,495,321	0.497	92.2	15.4	10.5	15.1
川副町	6,140,862	6,059,883	80,979	38,659	6,866,552	0.375	86.2	11.4	10.1	12.8
東与賀町	2,785,777	2,686,044	67,733	10,595	1,742,262	0.286	79.2	6.0	3.9	7.2
久保田町	2,683,074	2,599,925	83,149	26,779	2,431,725	0.446	81.4	9.0	7.1	8.9
吉野ヶ里町	10,135,758	9,589,156	230,740	230,740	8,569,041	0.523	93.6	11.0	7.0	12.6
基山町	4,961,155	4,896,489	64,666	-8,752	6,897,981	0.671	87.6	16.0	8.9	10.9
上峰町	4,106,242	3,991,303	109,297	28,013	5,477,038	0.619	95.5	16.1	13.9	18.7
みやき町	9,523,116	9,269,026	176,388	-176,566	10,638,745	0.491	96.5	13.4	11.2	14.1
玄海町	7,400,143	6,714,661	417,267	87,496	153,486	1.683	67.0	0.3	0.1	1.0
有田町	11,018,114	10,689,004	290,390	290,390	14,576,636	0.358	95.4	22.7	8.9	12.9
大町町	2,963,297	2,911,213	48,378	14,438	4,429,995	0.350	97.8	11.5	8.8	11.5
江北町	3,910,627	3,789,739	117,088	-21,890	6,973,585	0.385	90.7	16.2	12.0	15.7
白石町	12,716,716	12,536,814	179,902	28,614	15,724,450	0.315	93.0	12.4	10.2	12.4
太良町	5,064,161	4,971,666	92,495	8,957	4,893,913	0.263	92.4	12.2	8.6	9.7
町計	83,409,042	80,704,923	1,958,472	557,473	89,375,409	0.520	88.9	12.2	8.5	11.4
県合計	345,504,763	335,576,989	6,986,169	2,595,750	398,870,730	0.510	90.4	13.6	9.4	13.0

財政力指数、経常収支比率、公債費比率、起債制限比率及び実質公債費比率については、市計、郡計、県合計をそれぞれ市平均、郡平均、県平均と読み替える。

經常収支比率

	經常収支比率
1 神崎市	98.7
2 大町町	97.8
3 多久市	96.7
4 みやき町	96.5
5 上峰町	95.5
6 有田町	95.4
7 吉野ヶ里町	93.6
8 武雄市	93.5
9 鹿島市	93.4
10 白石町	93.0
11 唐津市	92.7
12 太良町	92.4
市平均	92.2
13 嬉野市	91.7
14 佐賀市	91.4
15 小城市	90.9
16 江北町	90.7
県平均	90.4
17 伊万里市	89.6
町平均	88.9
18 基山町	87.6
19 川副町	86.2
20 鳥栖市	83.4
21 久保田町	81.4
22 東与賀町	79.2
23 玄海町	67.0

公債費比率

	公債費比率
1 有田町	22.7
2 鳥栖市	17.9
3 鹿島市	17.3
4 唐津市	16.8
5 武雄市	16.4
6 神崎市	16.3
7 江北町	16.2
8 上峰町	16.1
9 基山町	16.0
市平均	15.4
10 嬉野市	15.0
11 佐賀市	14.6
12 伊万里市	13.9
県平均	13.6
13 多久市	13.5
14 みやき町	13.4
15 小城市	12.5
16 白石町	12.4
17 太良町	12.2
町平均	12.2
18 大町町	11.5
19 川副町	11.4
20 吉野ヶ里町	11.0
21 久保田町	9.0
22 東与賀町	6.0
23 玄海町	0.3

起債制限比率

	起債制限比率
1 上峰町	13.9
2 鳥栖市	12.9
3 唐津市	12.4
4 鹿島市	12.1
5 江北町	12.0
6 みやき町	11.2
7 嬉野市	10.8
8 神崎市	10.5
市平均	10.5
9 多久市	10.2
10 伊万里市	10.2
11 白石町	10.2
12 武雄市	10.1
13 川副町	10.1
県平均	9.4
14 佐賀市	9.2
15 基山町	8.9
16 有田町	8.9
17 大町町	8.8
18 太良町	8.6
町平均	8.5
19 久保田町	7.1
20 吉野ヶ里町	7.0
21 小城市	6.8
22 東与賀町	3.9
23 玄海町	0.1

実質公債費比率

	実質公債費比率
1 伊万里市	19.2
2 唐津市	18.9
3 上峰町	18.7
4 神崎市	18.2
5 鹿島市	16.7
6 鳥栖市	15.8
7 江北町	15.7
8 武雄市	15.5
9 嬉野市	15.4
市平均	15.1
10 みやき町	14.1
県平均	13.0
11 有田町	12.9
12 川副町	12.8
13 多久市	12.6
14 吉野ヶ里町	12.6
15 白石町	12.4
16 大町町	11.5
町平均	11.4
17 佐賀市	11.1
18 基山町	10.9
19 太良町	9.7
20 久保田町	8.9
21 小城市	7.3
22 東与賀町	7.2
23 玄海町	1.0

主要財政指標用語

主要財政指標	算定式	備 考
経常収支比率	$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$	<ul style="list-style-type: none"> 財政構造の弾力性を判断する比率として使われている。この比率が低いほど新たな行政需要に弾力的に対応できることになり、財政構造に弾力性があると言える。 この比率が75%を超えないことが望ましいとされている。 臨時財政対策債 ... 地方財源の不足に対処するため、従来の交付税特別会計借入金による方式にかえて、平成13年度から18年度の間、地方財政法第5条の特例債として発行されるもの。
公債費比率	$\frac{A - (B + C)}{D + E - C}$ <p>A = 元利償還金（繰上償還除く） B = Aに充てられた特定財源の額 C = 災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費 D = 標準財政規模 E = 臨時財政対策債発行可能額</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公債費比率は公債費の一般財源に占める割合で、地方債の借入に伴う、後年度の財政負担の限度を計数的に示すもの。 通常、財政構造の健全性を脅かさないためには、この比率が15%を超えないことが望ましいとされている。
起債制限比率	$\frac{A + F + G - (B + C + H)}{D + E - (C + H)}$ <p>F = PFI事業における債務負担行為に充てられた一般財源等 G = 五省協定・負担金等における債務負担行為に充てられた一般財源等 H = 事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 A ~ E は公債費比率に準ずる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 起債制限比率は左記の算式によって得た比率の過去3カ年度の数値を平均したものを。 協議制移行後は、下記の実質公債費の水準により起債の制限がなされるが、経過措置として、当分の間は、実質公債費比率が25%以上の団体であっても、起債制限比率が20%未満であれば、起債の制限は行わないこととされている。
実質公債費比率	$\frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$ <p>上記算式によって得た比率の過去3年間の平均をいう。 A...元利償還金（繰上償還除く） B...地方債の元利償還金に準ずるもの C...元利償還金に充てられる特定財源 D...普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金 E...標準財政規模 (地方特例交付金、所得譲与税及び臨時財政対策債発行可能額を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度からの地方債協議制移行に伴い用いられる指標。「元利償還金の水準」を測るため、市場の信頼性や公平性の確保、透明化、明確化等の観点から、起債制限比率について一定の見直しを行ったもの。以下は、それぞれの比率における許可基準である。 18%以上25%未満の団体 ... 公債費負担適正化計画を策定するものとし、その内容、実施状況等を動案し、地方債の発行を許可する。 25%以上35%未満の団体 ... 一般単独事業（一般事業、地域活性化事業及び地域再生事業に限る。）及び公共用地先行取得事業が制限される。 35%以上の団体 ... の事業のほか、一般公共事業（災害関連事業を除く）、公営住宅建設事業、教育・福祉施設等整備事業（学校教育施設等整備事業（義務教育諸学校に係るものに限る）及び一般廃棄物処理事業を除く）、一般単独事業（臨時地方道整備、臨時河川等整備及び臨時高等学校整備事業に限る）及び首都圏等整備事業並びに公営企業債のうち普通会計に属する出資金、貸付金及び補助金に係る地方債。